

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

(令和4年3月一部改訂)

(令和4年6月一部改訂)

(令和5年3月一部改訂)

(令和6年3月一部改訂)

(令和7年3月一部改訂)

広島県廿日市市

はじめに

1 趣旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行されたことに伴い、同法第8条第1項の規定により、地域の持続的な発展に関し、必要な事項を定めるものです。

2 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項の規定により、過疎地域とみなされる吉和地域（旧吉和村の区域）、宮島地域（旧宮島町の区域）及び令和4年4月1日から過疎地域とみなされる区域となった佐伯地域（旧佐伯町の区域）を対象とします。

なお、地域の一体的な発展を図るため、計画策定に当たっては、全市的な観点からの施策についても配慮します。

目 次

1 基本的な事項

(1) 地域の概況	
ア 概況	
(ア) 自然的条件	1
(イ) 歴史的条件	1
(ウ) 社会経済的条件	2
イ 過疎の状況	
(ア) 過疎現象とその原因	3
(イ) 現在の課題と今後の見通し	4
(ウ) 過疎地域における社会経済的発展の方向の概要	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	
ア 人口の推移と動向	5
イ 産業の推移と動向	8
(3) 行財政の状況	
ア 行財政の現況	8
イ 施設整備水準の現況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
ア 持続的発展の基本的方向	12
イ 主要施策	13
ウ 地域特性に応じたまちづくりの推進	14
エ 持続可能な開発目標（SDGs）の取組	15
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
ア 人口に関する目標	15
イ 財政力に関する目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
ア 評価時期	16
イ 評価方法	16
(7) 計画期間	16
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	16

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21

(3) 計画	2 2
(4) 産業振興促進事項	2 5
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 5
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	2 6
(2) その対策	2 6
(3) 計画	2 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 7
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	2 8
(2) その対策	2 8
(3) 計画	2 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 0
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	3 1
(2) その対策	3 2
(3) 計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 3
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	3 4
(2) その対策	3 4
(3) 計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 6
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	3 7
(2) その対策	3 7
(3) 計画	3 8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 8
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	4 0
(3) 計画	4 1
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 4

11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
(3) 計画	4 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 6
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 計画	4 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 8
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	4 9
(3) 計画	4 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 9
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	5 0

1 基本的な事項

(1) 地域の概況

ア 概況

(ア) 自然的条件

本市は、広島県の西部に位置し、北は島根県及び山県郡、東は広島市、西は山口県に接し、南は瀬戸内海に面しています。面積は489.49k㎡で、広島県の総面積の5.8%を占めています。

吉和地域は、市の中心部から約35kmを隔てた西北端に位置し、十方山や冠山などの連峰が西中国山地を形成し、その一部が西中国山地国定公園に指定されています。地域の面積は145.52k㎡で、市域全体の約3割を占めます。地域のほとんどは森林が占め、平坦地は極めて少ない状況です。気候は冷涼多雨で豪雪地帯に指定され、夏期は過ごしやすいですが、冬期は平地部でもかなりの積雪となります。

宮島地域は、広島湾に面した島しょ部に位置し、対岸の大野地域とは大野瀬戸によって隔たれているものの、0.5kmの至近距離にあります。地域の面積は30.39k㎡で、ほぼ北東（南西）方向を長辺とした長方形をなし、周囲は約30kmに及んでいます。平地や緩傾斜地は、厳島神社を中心とする地区や杉之浦、包ヶ浦地区など、主として小河川の河口付近に限られています。気候は、瀬戸内海気候に属し、年間を通じて温暖で過ごしやすく、冬期も積雪はほとんど見られません。

佐伯地域は市の中心部から約18kmを隔てた最西部に位置し、地域の大部分を占める山地に囲まれた盆地と谷間に市街地と集落地が形成されています。地域の面積は194.85k㎡で、地域全域が一級河川小瀬川の水系に属し、ほとんどを山林が占めています。平坦部は水稻を中心とした農用地、傾斜地は森林として利用されています。気候は、年間を通じて温暖多雨であるものの、高地であるため冬期はやや気温が低く、積雪も見られます。

(イ) 歴史的条件

本市は平成の大合併により、市域は合併前の約10.2倍、人口規模は合併前の約1.6倍、12万人近くを擁する都市となりました。

吉和地域は、古くは厳島神社の神領で室町期以降、吉和郷と称されてきました。明治22年の市制町村制施行により吉和村となり、以後100年余りの間、村の廃置分合や境界変更もなく、平成15年3月1日に合併により廿日市市に編入され、今日に至っています。本地域は、日本を代表する旧石器時代の遺跡である冠遺跡群をはじめ、縄文・弥生・古墳時代など数多くの歴史的遺産を有しています。

宮島地域の歴史は、厳島神社の歴史とともに始まったといえます。厳島神社の創建は推古元（593）年と伝えられており、仁安3（1168）年頃には現在のような規模の社殿が造営されています。江戸時代になると島の中に広島藩直属の奉行所が設けられ、信仰の地としてだけでなく交易が行われ、商業都市としても発展しました。明治22年の市制町村制の施行により「厳島町」となり、昭和25年には「宮島町」に町名を変更し、その後、平成17年11月3日に合併により廿日市市に編入され、今日に至っています。本地域は、松島、天橋立とともに日本三景の一つに数えられ、平成8年12月には、厳島神社と前面の海及び背後の弥山を含む森林区域が世界遺産に登録されました。

佐伯地域は、古くは厳島神社の神領で、中世を通して山里と称されていました。明治22年の市制町村制施行時に藩政時代の小村が6つの村に整理されました。その後、2村の合併を経て、昭和30年には「玖島村」、「友和村」、「津田町」、「浅原村」、「四和村」の5町村の対等合併によって「佐伯町」が成立しました。平成15年3月1日には、吉和村とともに、合併により廿日市市に編入され、今日に至っています。本地域は、島根県津和野町と廿日市市沿岸部を結ぶ津和野藩参勤交代の古道「津和野街道」が通っています。道筋には石畳が今も残っており、往古の名残をしのばせています。

(ウ) 社会経済的条件

吉和地域には、中国縦貫自動車道吉和IC（インターチェンジ）が設置され、広域的な交通結節点として、県内外からの交流促進を図る上で、アクセス面での優位性を有しています。また、国道186号と一般県道所山潮原線については、主要地方道廿日市佐伯線とともに、市域を連絡する重要な路線としての役割を担っています。

本地域の土地利用形態は、稲作を中心とした単作農業地帯であり、地域面積の40.3%が農業振興地域に指定され、ほ場整備も完了しています。また、県立もみのき森林公園や吉和魅惑の里、温泉、美術館、スキー場など多様な観光資源を有しています。

宮島地域は、定期船により対岸の宮島口と連絡しています。対岸の宮島口からは、国道2号、広島岩国道路、主要地方道廿日市佐伯線などの幹線道路、JR山陽本線及び広島電鉄宮島線の鉄軌道により、市中心部や広島市などと連絡しています。

本地域の土地利用形態は、文化財保護法に基づく特別史跡・特別名勝及び重要伝統的建造物群保存地区や、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園、都市計画法に基づく風致地区などの指定を受けており、土地利用条件は極めて

厳しいものとなっています。世界に誇れる自然環境や、歴史・文化遺産を観光資源とした観光産業が中心となっており、年間の来島者数は、令和元年には460万人を超えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は220万人にまで減少しました。

佐伯地域は国道2路線や県道11路線、市道が相互に連絡し、沿岸部と吉和地域を結ぶ結節点となっており、市域内の資源をつなぐ軸となっています。

本地域の土地利用形態は、まとまりのある平地は少ないものの稲作が大部分を占めています。夏の多雨、昼夜の温度差を生かした農産物の生産や、都市部に隣接した立地条件を生かした観光農園・直売も盛んです。

また、佐伯国際アーチェリーランドや佐伯総合スポーツ公園、キャンプ場、ゴルフ場などのスポーツ・レクリエーション資源のほか、津和野街道石畳道、神楽団などの歴史文化資源や、温泉のある道の駅スパ羅漢などの多様な交流資源を有しています。

イ 過疎の状況

(ア) 過疎現象とその原因

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、我が国の経済発展や国民生活の向上に大きく寄与しましたが、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市部に吸引する結果をもたらし、農山漁村地域における急激な人口減少は、大きな社会問題としてクローズアップされることになりました。

吉和地域においては、昭和30年から昭和40年代前半にかけて急激に人口が減少し、その後、人口の減少は緩やかになっていますが、依然として若年層の流出は継続しており、その影響もあって、昭和55年には、佐伯高等学校吉和分校が閉校となりました。

過疎化の要因としては、山間部という地理的条件に加え、生活利便施設や就業の場の不足など、様々なことが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は令和2年に49.0%と、県の29.0%を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。

宮島地域においては、昭和22年をピークに人口が減少し続けており、世帯数も核家族化の進行により横ばい傾向にあったものが、平成12年には急激に減少しています。

過疎化の要因としては、島しょ部という地理的条件に加え、航路という他の地域とは異なる公共交通体系の特殊性や、生活利便施設や多様な就業の場の不足、法的規制などにより、住宅環境の改善や新たな住宅用地の確保が極めて困難なことなど、様々なことが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。

また、老年人口比率は令和2年に45.7%と、県の29.0%を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。

佐伯地域においては、平成12年をピークに人口が減少し続けており、世帯数も平成17年から年々減少しています。その影響もあって、平成27年には、玖島小学校、浅原小学校が閉校となりました。

過疎化の要因としては、地域内に集落地が点在しており、生活利便施設から離れていることや、通勤通学や沿岸部への交通利便性が低いことなどにより、転居・転出が増加していることが考えられます。本地域の少子高齢化の進行は深刻な状況にあり、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。また、老年人口比率は令和2年に43.0%と、県の29.0%を大きく上回り、一層の過疎化の進行が懸念されます。

(イ) 現在の課題と今後の見通し

吉和地域においては、数次にわたる過疎法の制定により、簡易水道、公共下水道及び生活道路など生活関連基盤や教育・文化施設の整備、定住及び地域間交流の促進など、地域の振興と活性化を図る取組を推進してきました。

これら取組の結果、吉和魅惑の里や民間による各種観光・レジャー施設の立地は新たな雇用を生み出すとともに、地域の活性化や地域間交流の場として、また、都市住民に憩いと潤いを与える場として、大きな役割を果たしてきました。

宮島地域は、平成9年に過疎地域に指定される以前から、モーターボート競走事業収入を主要な財源として、簡易水道、公共下水道及び生活道路などの生活関連基盤や教育・文化施設の整備、公営住宅の建設、総合福祉センターの整備とそれを拠点としたデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実、国民宿舎や水族館をはじめとする観光関連施設の整備など、地域の振興と活性化を図る取組を推進してきました。

佐伯地域は、昭和45年から昭和55年まで過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域に指定され、学校建設や道路改修等の公共施設の整備を進めました。その後、広島市を中心とした沿岸部のベッドタウンとして発展し、国道や県道の整備促進、簡易水道、町営住宅の整備など生活関連基盤や佐伯総合スポーツ公園などの教育・文化施設の整備、小学校跡地を活用した交流拠点施設の整備など、定住及び地域間交流の促進に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、今後も人口減少、少子高齢化の進行が懸念される中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための環境整備や、多様な主体との協働のもと、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図っていくことが必要です。

また、国際観光地である宮島地域の主要な産業である観光業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けており、ポストコロナを見据えた観光振興策の強化を図っていく必要があります。

(ウ) 過疎地域における社会経済的発展の方向の概要

瀬戸内海から中国山地にかけて広がる多様な地域性が、本市の大きな特徴であり、魅力となっています。本市における過疎地域は、山間部と島しょ部にあり、地理的条件や地域の特性にも大きな違いがあります。

こうした各々の地域特性を十分踏まえながら、効果的な対策を講じるとともに、本市全体の一体的な発展につながる好循環を生み出すまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

令和2年の国勢調査では、本市の人口は114,173人で、平成27年と比較し0.6%減少しています。

令和2年の国勢調査では、過疎地域（吉和・宮島・佐伯地域）の人口は、10,942人で、昭和55年の14,309人と比較し、23.5%も減少しています。

また、昭和55年以降の人口推移を5年毎に比較すると、平成27年から令和2年までの5年間の減少率が10.2%と最も高い状況です。

特に、年少人口（0歳～14歳）については、昭和55年の2,932人から、令和2年には849人に減少し、71.0%という非常に高い減少率となっています。一方、老年人口（65歳以上）については、昭和55年の2,220人から、令和2年には4,777人と115.2%の増加率を示しており、高齢者比率も15.5%から43.7%と急速に高齢化が進行しています。

表 1 - 1 (1) 人口の推移(国勢調査)

過疎地域

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	14,309	14,387	0.5	14,696	2.1	12,180	△ 17.1	10,942	△ 10.2
0歳～14歳	2,932	2,368	△ 19.2	1,809	△ 23.6	1,091	△ 39.7	849	△ 22.2
15歳～64歳	9,157	9,283	1.4	8,898	△ 4.1	6,408	△ 28.0	5,282	△ 17.6
うち15歳～29歳(a)	2,436	2,307	△ 5.3	2,005	△ 13.1	1,336	△ 33.4	1,056	△ 21.0
65歳以上(b)	2,220	2,736	23.2	3,987	45.7	4,658	16.8	4,777	2.6
(a)/総数 若年者比率	17.0	16.0	—	13.6	—	11.0	—	9.7	—
(b)/総数 高齢者比率	15.5	19.0	—	27.1	—	38.2	—	43.7	—

廿日市市全体

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	76,592	101,630	32.7	115,530	13.7	114,906	△ 0.5	114,173	△ 0.6
0歳～14歳	18,077	20,946	15.9	16,657	△ 20.5	15,070	△ 9.5	14,927	△ 0.9
15歳～64歳	50,679	68,032	34.2	75,801	11.4	67,429	△ 11.0	63,443	△ 5.9
うち15歳～29歳(a)	15,139	19,322	27.6	19,794	2.4	15,661	△ 20.9	14,542	△ 7.1
65歳以上(b)	7,806	12,593	61.3	22,961	82.3	31,871	38.8	34,962	9.7
(a)/総数 若年者比率	19.8	19.0	—	17.1	—	13.6	—	12.7	—
(b)/総数 高齢者比率	10.2	12.4	—	19.9	—	27.7	—	30.6	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し

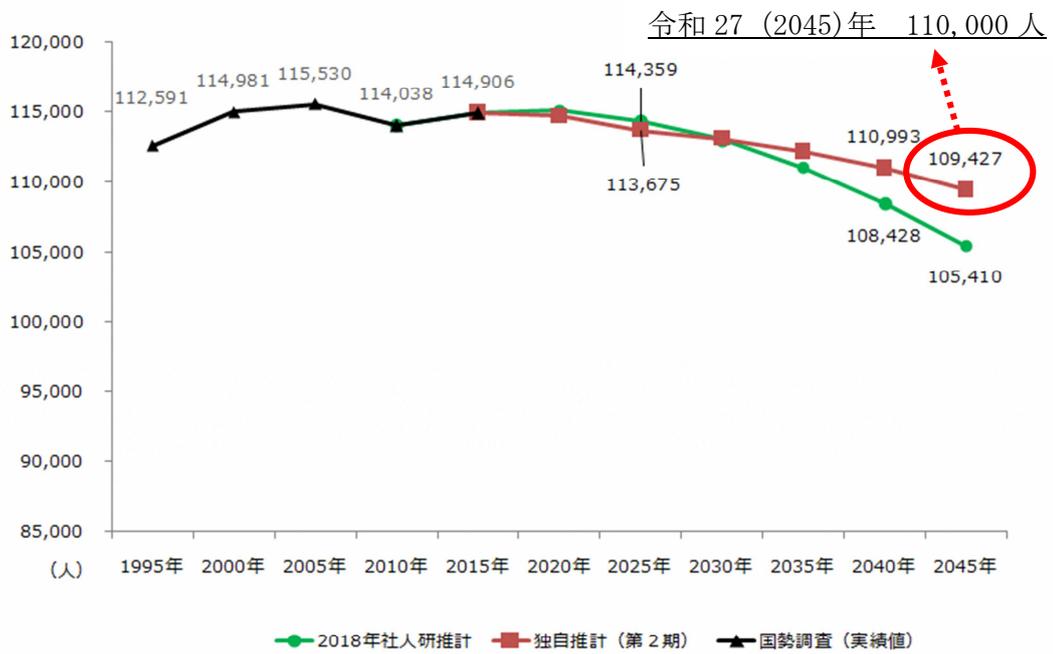
廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和3年改訂版)

<input type="checkbox"/> 自然動態(想定) ○市民の希望出生率1.83が実現できる環境を整え、その結果として、出生率が、令和12(2030)年までに1.83、令和22(2040)年までに2.07に上昇。 <input type="checkbox"/> 社会動態(想定) ○平成22(2010)年～平成27(2015)年に観察された人口移動の傾向が、令和27(2045)年まで継続。
--

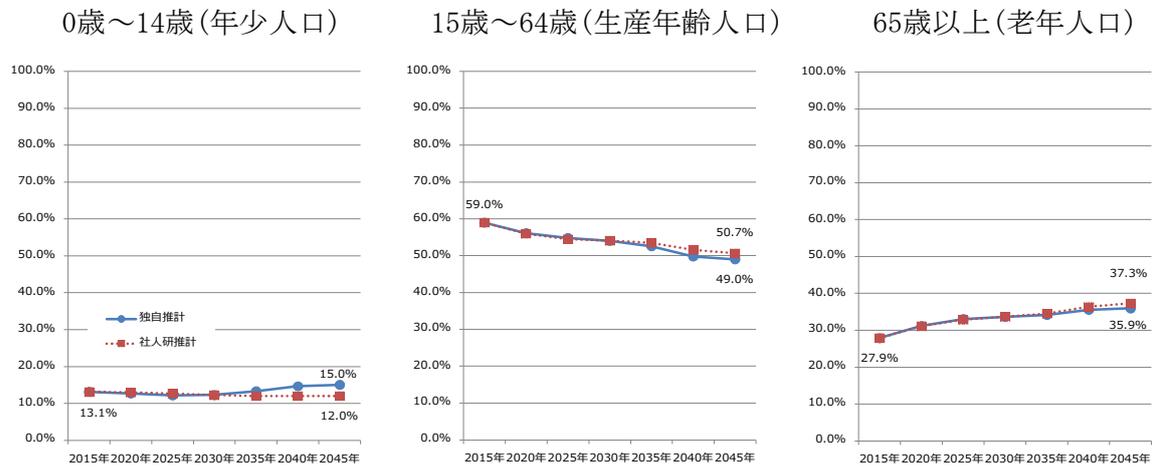
●人口の将来展望

令和27(2045)年 110,000人

■人口の将来展望



■年齢3区分別人口割合の推移



イ 産業の推移と動向

本市全体の就業人口は、昭和55年以降、増加傾向にありましたが、平成12年以降、ほぼ横ばいとなっています。

産業別の就業人口比率は、昭和55年には、第1次産業が7.9%、第3次産業が58.8%となっていました。その後、第1次産業は低下傾向、第3次産業は増加傾向を示す中、平成27年には、第1次産業は2.3%、第3次産業は71.0%となっています。

吉和地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では281人であり、昭和55年の695人に比べ、35年間で59.6%減少しています。

特に、第1次産業就業者数は、農業就業者を中心に79.6%と著しく減少し、就業人口比率も40.1%から20.3%と減少しています。一方、サービス業を主とする第3次産業就業者数は、ほぼ変わらず、就業人口比率は24.2%から65.5%と大きく増加しています。

宮島地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では994人であり、昭和55年の1,897人に比べ、35年間で47.6%減少しています。

中でも、製造業を主とする第2次産業就業者数は、79.5%と著しく減少しています。サービス業を主とする第3次産業就業者数についても、42.8%減少していますが、就業人口比率は77.2%から84.2%へと増加しています。

佐伯地域の就業人口の総数は、平成27年の国勢調査では4,965人であり、昭和55年の5,234人に比べ、5.1%減少しています。

産業別の就業人口は、農業就業者を中心に第1次産業就業者数が63.6%と著しく減少し、就業人口比率も19.0%から7.3%と減少しています。一方、サービス業を主とする第3次産業就業者数は、24.9%増加し、就業人口比率も44.1%から58.1%と増加しています。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況

本市では、人口減少、少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会情勢や行政課題に対応していくため、廿日市市行政経営改革指針を策定し、経営的視点による効率的・効果的な行政運営に取り組んでいます。

また、こうした取組を実効性あるものとするため、行政評価制度（施策評価・事務事業評価）の導入を図るとともに、職員の人材育成に関する考え方を示した人材育成基本方針や、持続可能な財政基盤を構築していくための中期財政運営方針を策定し、質の高い行政サービスの提供のもと、持続可能なまちづくりに向けて、一体となった取組を進めています。

財政状況については、第6次総合計画前期基本計画や合併建設計画等に基づ

く事業の実施などにより、平成29年度以降決算額は500億円を超え、近年その規模は大きくなっていますが、中期財政運営方針（平成28年度～令和2年度）に基づき、「自主財源の確保」、「財源配分の最適化」、「市債残高の適正な管理」に取り組んだことで、概ね健全な財政運営が図られています。

今後については、歳入面では生産年齢人口を中心とした人口減少などに伴い市税収入の増加は見込めず、歳出面では扶助費や公債費などの義務的経費や公共施設の維持管理、長寿命化及び更新に要する経費などの増加が見込まれます。

また、自然災害、感染症の発生等に伴う支出の増加など財政運営上のリスクへの対応や近年の市債発行（市債残高）の増加等に伴う将来負担の増加などが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、第6次廿日市市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）に掲げる各施策の着実な実行と、基礎自治体として将来的な行政需要にも的確に対応できる持続可能な財政基盤の構築のため、総合計画後期基本計画に合わせて策定した中期財政運営方針（令和3年度～令和7年度）に基づき、計画的な財政運営を行っていきます。

表1-2(1) 財政状況(地方財政状況調)

(単位:千円)

区 分	廿日市市		
	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	43,253,070	47,803,496	68,627,347
一般財源	26,370,644	27,502,779	28,884,171
国庫支出金	5,627,210	5,916,444	21,952,482
都道府県支出金	2,784,352	2,632,547	3,734,630
地方債	4,937,148	6,173,780	7,934,087
うち過疎債	72,700	225,200	549,100
その他	3,533,716	5,577,946	6,121,977
歳出総額 B	41,885,392	47,177,310	67,648,606
義務的経費	21,728,262	24,718,099	26,142,451
投資的経費	5,433,093	6,991,578	11,565,427
うち普通建設事業	5,347,345	6,985,287	11,521,323
その他	14,724,037	15,467,633	29,940,728
過疎対策事業費	405,389	586,356	890,968
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,367,678	626,186	978,741
翌年度へ繰越すべき財源 D	109,172	115,701	840,705
実質収支 C-D	1,258,506	510,485	138,036
財政力指数	0.715	0.653	0.633
公債費負担比率	18.8%	23.3%	16.6%
実質公債費比率	11.8%	9.0%	4.6%
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	92.6%	95.4%	94.0%
将来負担比率	111.3%	64.8%	80.7%
地方債現在高	54,764,051	55,741,374	70,322,728

イ 施設整備水準の現況

本市では、生活水準の向上と快適な生活環境の確保を図るため、地域住民の生活や経済活動を支える重要な基盤である道路や上下水道などの基礎的インフラの積極的な整備を推進してきました。

過疎地域内生活道路については、昭和55年度末において改良率35.1%、舗装率54.8%であったものが、令和2年度末には改良率53.1%、舗装率88.5%となっています。しかしながら、本市全体と比較してみても、整備水準はまだ低い状況にあり、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。

水道普及率については、昭和55年度末に78.2%であったものが令和2年度末には81.9%に、水洗化率については、昭和55年度末に19.3%であったものが令和2年度末には81.8%となっており、着実に整備を進めていますが、本市全体と比較し整備水準はまだ低い状況にあるため、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

過疎地域

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	35.1	31.2	38.0	52.0	53.1
舗装率 (%)	54.8	82.7	88.1	87.8	88.5
農 道					
延長 (m)	36,524	50,597	58,301	66,039	57,887
耕地1ha当たり農道延長 (m)	34.7	51.2	60.2	—	—
林 道					
延長 (m)	119,476	180,492	177,880	151,378	158,033
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.1	11.4	10.4	—	—
水道普及率 (%)	78.2	81.0	76.8	76.2	81.9
水洗化率 (%)	19.3	34.3	50.6	87.1	81.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	6.8	11.7	10.8	16.8	19.0

廿日市市全体

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	59.1	64.4	70.6	75.3	76.2
舗装率 (%)	70.3	90.2	94.2	94.7	95.1
農 道					
延長 (m)	66,790	67,453	72,063	79,796	76,051
耕地1ha当たり農道延長 (m)	43.8	48.6	53.4	—	—
林 道					
延長 (m)	170,835	229,243	224,125	195,807	202,381
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.9	11.8	10.8	—	—
水道普及率 (%)	88.7	92.0	94.5	94.6	95.5
水洗化率 (%)	48.0	70.2	81.3	82.9	92.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.9	16.9	18.7	15.3	14.2

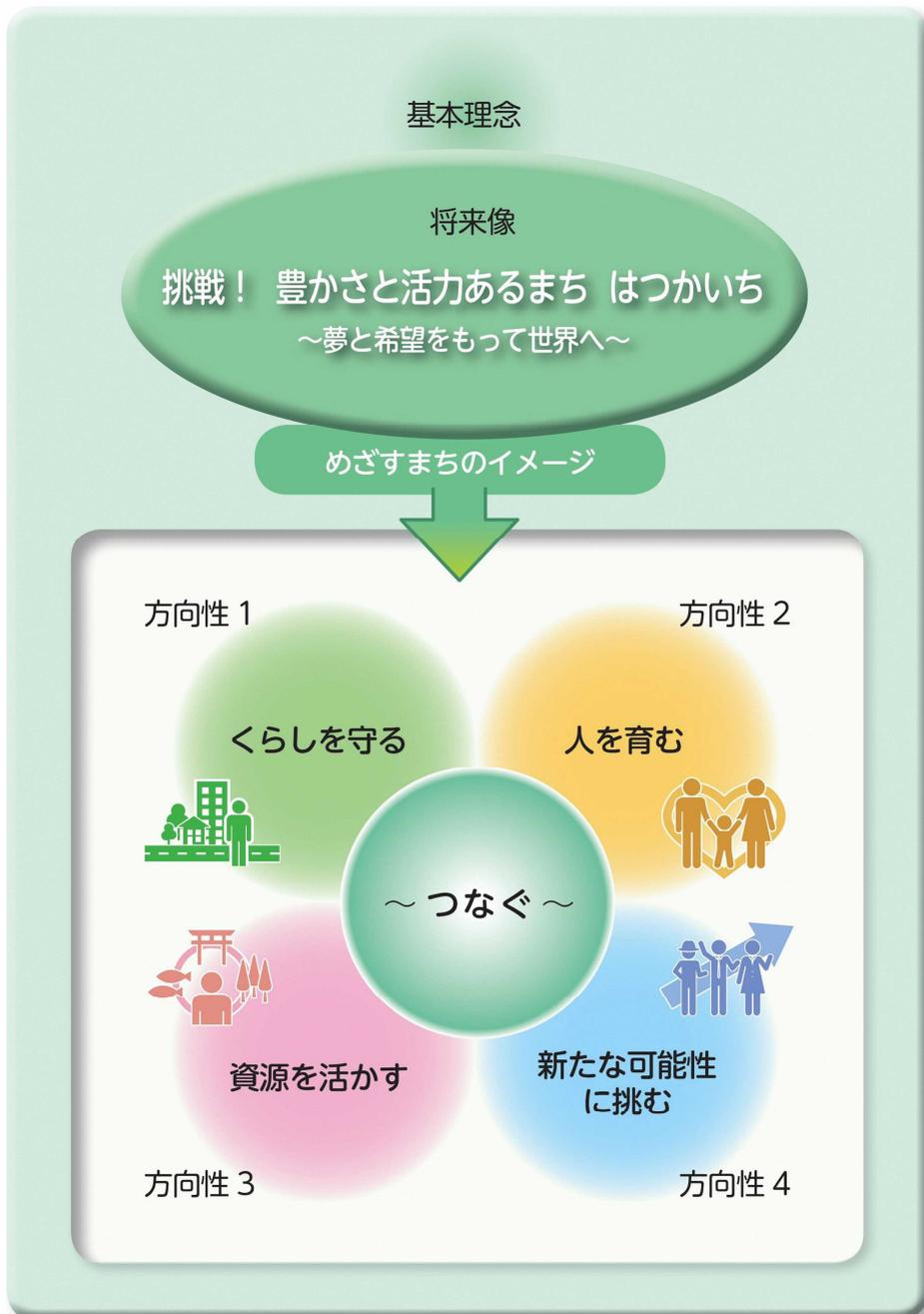
(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 持続的発展の基本的方向

第6次廿日市市総合計画では、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念に、いつまでも住み続けたい、住んでみたいまちをめざしています。

めざす将来像である「挑戦！ 豊かさと活力あるまち はつかいち ～夢と希望をもって世界へ～」の実現に向け、次の4つの方向性を踏まえながら、施策の推進に当たって、これらの方向性を相互に連携させ、「つなぐ」ことによって、相乗効果を発揮させていきます。

将来像と方向性のイメージ図



イ 主要施策

(ア) 方向性1 くらしを守る

市民が生涯にわたり健康で暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた取組が必要です。また、今ある豊かな自然環境を守るとともに、便利で住みやすく、災害に強い、安心して住み続けられる豊かなまちをつくる必要があります。

(重点施策)

- 健康でいきいきと生活できるまちをつくる
- 移動しやすく便利なまちをつくる
- 安全で安心なまちをつくる
- いつまでも住み続けられるまちをつくる
- 豊かな自然を次世代につなぐ

(イ) 方向性2 人を育む

未来にわたって希望が持てるまちであるために、次世代を担う子ども達をたくましく、ふるさとに誇りをもつように育てる必要があります。また、市民一人ひとりの力を生かした市民主体のまちづくりを進めるためにも、今後のまちづくりの担い手を育成・支援する必要があります。

(重点施策)

- 子どもたちがたくましく自立し確かな学力を身につける
- 郷土の歴史・文化を次世代につなぐ
- 未来を担う人づくり

(ウ) 方向性3 資源を活かす

これからのまちづくりには、人材力と地域力を高めるとともに、多様な地域資源を活用していく取組が必要です。

(重点施策)

- ライフステージに応じた支援をする
- 地域のまちづくり活動を支える環境をつくる
- 地域資源の活用を図る
- 観光ブランド力の向上を図る

(エ) 方向性4 新たな可能性に挑む

活力あるまちづくりを進めるために、本市の新たな魅力の創造に向けて、さらなる挑戦を行う必要があります。

将来を見据え、新たな活力の基盤となる環境整備を進めるとともに、市民の挑戦や新たな起業などにチャレンジすることを応援し、まちの活性化を促す必要があります。

(重点施策)

- はつかいちの新たな魅力を創造する
- 市民が主役！チャレンジを応援する

ウ 地域特性に応じたまちづくりの推進

各地域の持つ自然・歴史・文化的資源を踏まえながら、特性に応じたまちづくりを進めていきます。

(吉和地域：森と文化の交流ゾーン)

森と文化の交流ゾーンは、吉和地域を中心とする西中国山地の山間部を対象とし、森林資源を生かした文化、スポーツ、レクリエーションといった多様な機能を持っています。

県立の森林公園やスキー場、温泉、美術館といった多様な地域資源があり、盛夏にあっても過ごしやすいリゾート地です。自然豊かでアクティビティが満喫できる地域の強みを生かしていくとともに、各種機能が複合された地域の拠点づくりを進め、地域住民の利便性の向上はもとより、地域内外の交流を促進していきます。

(宮島地域：世界遺産交流ゾーン)

世界遺産交流ゾーンは、宮島及び宮島口周辺を対象とし、国際的な観光・交流機能を持っています。

国際観光地「宮島」の玄関口にふさわしい宮島口地区の環境整備を図るとともに、宮島まちづくり基本構想に基づき、宮島の原点である「自然・文化・歴史」を活用し、普遍的な価値を明らかにし、島民が一体となって未来に守り伝えていく島づくりを進めます。また、宮島に暮らす全ての人が、安心して心豊かに暮らせる島づくりを進めます。

(佐伯地域：水と緑の交流ゾーン)

水と緑の交流ゾーンは、内陸部を対象とし、豊かな自然、スポーツ施設を生かしたレクリエーションや癒しの場としての機能を持っています。

都市との近接性を生かし、キャンプ場等を利用したアウトドア体験が気軽にできるほか、地域内のスポーツ施設やプロスポーツチームと連携し、スポーツを中心とした地域の活性化を進めます。また、川と緑などの豊かな自然環境や農産物などの地域資源を有効に活用し、地域内外の交流も進めます。

エ 持続可能な開発目標（SDGs）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、誰一人取り残されない社会の実現をめざし、2015年の国連サミットで採択された2030年までを期限とする世界共通の目標で、17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

本計画を推進することで、SDGsの目標達成に向けた取組の推進にもつなげていきます。

【SDGsの17のゴール】



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

市全体の長期的展望として、廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに掲げる、令和27年（2045）年の110,000人を目標とします。

過疎地域（吉和・宮島・佐伯地域）については、人口減少を緩やかにすることを目的に、前回国勢調査時の減少率を下回ることを目標とします。

イ 財政力に関する目標

健全な財政運営を図るため、令和7（2025）年を目標年次とし、次の3つの指標（目標指標）を設定します。

目標指標	目標値（令和7年度末）
財政調整基金残高	40億円以上
経常収支比率	95%以下
将来負担比率	85%以下

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施します。

イ 評価方法

第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、本計画に掲げる取組も含まれており、総合戦略を検証する外部会議による評価を生かしていくとともに、毎年度実施する行政評価（施策評価・事務事業評価）による内部評価を積極的に公開し、本計画の進捗・達成状況を広く公表していきます。

また、毎年度実施している「まちづくり市民アンケート」の分析結果なども加味しながら、多角的な視点により計画の達成状況进行评估していきます。

(7) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

ただし、令和4年4月1日に過疎地域とみなされる区域となった佐伯地域（旧佐伯町の区域）は、令和4年度から令和7年度までの4年間（以下同様）。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を実現するため、①総量の適正化、②長寿命化の推進、③効率的かつ効果的な管理運営を掲げた廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら量と質の改革を推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流の促進

本市は、島しょ部、沿岸部、山間部の多様性に富んだ地域で構成され、多彩な暮らしが選択できるまちです。

しかしながら、島しょ部、山間部に位置する宮島地域、吉和地域及び佐伯地域では、市内他地域と比較し、少子高齢化が進行しており、人口減少にも歯止めがかかっていない状況にあり、県立佐伯高等学校の再編や地域活力の低下が懸念されます。

人々の価値観や働き方が変化する中、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、自然豊かな中山間地域をはじめとした地方が注目されています。

交流人口の拡大や、関係人口の創出により、地域に新たな活力をもたらすとともに、定住促進に向けた取組を図っていく必要があります。

イ 人材育成

少子高齢化の進行は、地域づくりの担い手不足や事業者の人材不足といった問題を更に深刻化する事態となります。地域外からの人材確保を図るとともに、地域におけるまちづくりをリードする地域内の人材発掘に取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流の促進

- 移住・定住の促進に向け、本市の多彩な地域の魅力を効果的に発信するシテプロモーションを推進します。
- 空き家の有効活用、子育て世帯等の移住・定住の支援、地域自治組織等と連携した移住者の総合的な支援などを通じて、島しょ部、山間部における移住・定住の促進と地域の活性化を図ります。
- 中山間地域等において、若年・子育て世帯等の移住・定住を促進するため、市営住宅等ストックの有効活用を進めます。
- 県立佐伯高等学校の存続に向けて、同校の魅力化を促進するため、教育活動や部活動、下宿・通学に対する支援を行います。
- 中山間地域の回遊促進や、地域資源の積極的な活用を通じて、地域内外の交流を促進します。
- スポーツイベントを誘致し、市内外からイベントに参加する人やイベントを観覧する人を誘客することで、地域間交流の促進を図ります。

イ 人材育成

- 国の地域おこし協力隊などの制度により、外部人材の活用を図ります。
- 地域内外の企業や人材などのネットワークづくりを進め、新たな出会いや交流により、地域づくりに関わる人材の裾野を拡大していきます。
- 吉和・佐伯地域において、事業者の人材確保や、事業活動の維持・成長を図るための連携先の発掘を支援します。
- 宮島地域において、行政や民間による様々な事業実施の受け皿となり、地域内居住者と行政のパイプ役を果たす、島づくり組織の設立を支援します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・ 地域間 交流の 促進、 人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	シティプロモーション事業 WebやTVCM等、メディア を活用した魅力の発信PRイベン トへの出展等を行う。	廿日市市	
		空き家対策推進事業 空き家の多様な活用、空き家情報 の提供・相談体制の充実を図る。	廿日市市	
		中山間地域振興事業 定住者向けに住宅購入補助を行 う。	廿日市市	
	地域間交流	中山間地域振興事業 県立佐伯高等学校の魅力化や下 宿・通学に対する支援を行う。	廿日市市	
		中山間地域振興事業 地域内外の回遊促進を図る。	廿日市市	
		スポーツ推進事業 トップアスリートによるスポー ツ教室、プロスポーツチームとの 連携事業などを行う。	廿日市市	
	人材育成	中山間地域振興事業 地域おこし協力隊制度等を活用 した外部人材の活用や、地域内事 業者の働き手や連携先の発掘を支 援する。	廿日市市	
		宮島まちづくり推進事業 「島づくり」組織の設立・活動 に対する支援を行う。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市内では、沿岸部から山間部にかけて多彩な農業が展開されていますが、その経営面積の多くは吉和・佐伯地域が中心の水田農業となっています。

特に、まとまった水田を生かし、法人化による効率的な稲作経営や農作業受託が展開され、冷涼な気候を生かした軟弱野菜の生産拡大にも取り組んでいます。

一方で、米価低迷や高齢化による担い手不足が進んでおり、産地や地域を支える担い手の育成及び農地・農業用施設を維持継承する取組が必要です。

さらに、都市沿岸部と中山間地域との近接性を生かし、交流・連携を通じた農業の潜在力の発揮を促し、農業に対する市民の理解を深めることで、「地産地消」を起点に持続可能な農業・農村づくりへの取組を進めることが必要です。

イ 有害鳥獣対策

本市におけるイノシシ等の野生鳥獣による被害はここ数年は横ばいで推移してきましたが、令和元（2019）年では大きく増加しています。イノシシ等の捕獲頭数は近年、増加傾向にあり、農家の生産意欲を減退させる大きな問題となっています。

ウ 林業

森林は、木材の供給源としてだけではなく、豊かな水や生態系を育み暮らしを支える多くの役割を有しています。しかし、世代交代による林業経営意識の低下、山村地域の過疎化や高齢化などにより、本市の林業経営体数は平成22年からの10年間で半数以下と大きく減少しており、森林の多面的機能の低下が懸念されています。

森林資源が充実する中、適時適切な伐採による木材利用、造林・保育等の施策実施が林業の成長産業化に重要であり、林業経営者の経営基盤の強化を図ることが必要です。

エ 水産業

本市には約140の海面漁業の経営体が存在し、海面養殖業が本市の特徴的な漁業の一つとなっており、かき（殻つき）の漁獲量は全国の漁獲量の約1割を占める産地を形成しています。また、内水面漁業によるアマゴの養殖や種苗放流など、水産資源の維持増大を図っています。

漁業経営は、生産量の低迷や経費の増加等により、厳しい状況が続いています。漁業生産量の減少傾向の背景には、水産資源の育成場である干潟、藻場、魚礁等の機能が低下している状況があります。

オ 地場産業

伝統的工芸品として国の指定を受けている宮島細工や、広島県の指定を受けている宮島焼（お砂焼）などの伝統的工芸品産業においては、技術保持者の高齢化が進展しており、引き続き、次世代の後継者育成が課題となっています。

また、伝統的工芸品産業に携わる後継者が、業として生活を営めるための支援が必要となっています。

カ 商業

国際観光地である宮島地域では、宿泊・飲食等を中心とする観光関連産業が主たる産業となっており、吉和・佐伯地域にも観光関連施設が立地していますが、地域のおかれた状況は大きく異なります。

人口減少や少子高齢化等を背景に地元消費が低迷する中、各地域の現状を踏まえて、産業経済団体と連携し、取り組んでいく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症による市内事業者への影響を踏まえ、感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援を効果的に行う必要があります。

キ 企業の誘致

働き方改革が推進される中、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、急速にテレワークが普及するとともに、都市から地方への人の流れが加速し、拡大していくことが期待されます。

多彩な暮らしが選択できる本市の強みや地域資源を生かし、テレワークやワーケーションといった新たなワークスタイルの受け皿となるサテライトオフィスの誘致等に取り組んでいく必要があります。

ク 観光又はレクリエーション

吉和地域には、もみのき森林公園、吉和魅惑の里、スキー場等の自然レクリエーション施設や、美術館、温泉など、多彩な観光資源があります。こうした自然的特性を最大限生かし、都市部と中山間地域との多様な交流を促進し、地域の活性化を図っていく必要があります。

宮島地域には、平成24年から令和元年まで、年間約400万人の来島者が訪れており、外国人観光客数は平成26年から平成28年にかけて増加し、その後令和元年まで30万人台で推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が激減し、先行きが不透明な状況となっています。激減した観光客の早期回復を図るため、ポストコロナを見据えた観光振興施策の展開が必要となっています。

また、令和2年9月に国の認定を受けた「宮島エコツーリズム推進全体構想」に基づき、豊かな自然観光資源を生かした質の高いエコツーリズムを提供していく必要があります。

佐伯地域には、佐伯総合スポーツ公園、乗馬クラブ、アーチェリーやキャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設、観光農園、津和野街道石畳道、神楽団など自然・歴史文化資源、温泉のある道の駅スパ羅漢があります。

このような、自然の中でのスポーツや観光農園・歴史文化を生かした体験・交流を促進することで、地域の活性化を図っていく必要があります。

ケ 港湾

宮島地域の棧橋等の港湾施設については、施設の老朽化対策や利便性向上のための更新・改修が必要となっています。

(2) その対策

ア 農業

- ICTなど新たな技術の導入、農地の集積、生産基盤の整備、人材の確保・育成、資金の支援などを行い、地域農業をリードする経営力の高い担い手や地域を支える多様な担い手の育成・確保を図ります。
- 廿日市産農産物の認知度を高めるとともに、学校給食を活用した食育や特徴的な農産物のブランド化を推進します。また、農業と他産業の交流促進のための機会の提供や連携を通じた新たな商品の開発やサービスの創出を支援します。
- 中山間地域の農業生産活動の維持や、農業の有する多面的機能を維持するため、老朽化した農業生産基盤の整備や既存施設の適正管理を図ります。

イ 有害鳥獣対策

- 鳥獣被害対策の専門家による地域への助言指導や研修会等を開催します。
- ICTを積極的に活用した防除と捕獲の支援を行うとともに、捕獲後の資源化を推進します。

ウ 林業

- 森林が本来有している水源かん養等の多面的機能が発揮できる状況にするため、間伐等の適切な森林施業を行います。
- 市内の多様な木材関連事業者が連携し、森林の育成から木の消費までを結ぶ「木のたびネットワーク」を形成し、市産材の生産・加工量の安定化や新たな木材需要の創出を図ります。
- 林道整備により林業生産の低コスト化と安定的な林業経営を確立します。

エ 水産業

- 市内漁業協同組合の連携組織である廿日市市水産振興協議会が実施する、漁業経営力強化の取組に対する支援を行います。
- 効用の低下している漁場の生産力の回復、水産資源の生息場の環境改善や水産業の6次産業化を推進します。漁港施設や漁港海岸保全施設については、機能保全計画のもと、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減に取り組みます。

オ 地場産業

- 後継者育成のための技術講座などの開催のほか、産地組合に対し体験観光

等による伝統的工芸品の普及や技術継承などの支援を行うとともに、情報発信を含めた販路開拓を支援します。

- 地域の強みである産地の技能、文化等の地域資源を活用した新たな取組の掘り起こしやブランド化を支援します。

カ 商業

- 商工会と共同して小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画を策定し、小規模事業者の持続的発展を支援していきます。
- 市内事業者の新たな事業展開に必要なマーケティングを支援するため、中山間地域における6次産業化を含め、地域商社の必要性について調査・検討を行います。
- 農林水産業、商工業、観光関連産業の連携をより一層推進し、互いの技術やノウハウ、大学の知財を生かした6次産業化や農商工連携による高付加価値の商品開発等を支援します。

キ 企業の誘致

- 過疎地域への進出に意欲を持つ企業の確保に向け、PR活動やお試しオフィスの提供を通じて、サテライトオフィスの誘致等に取り組みます。

ク 観光又はレクリエーション

- 稼ぐ力を備えた観光関連産業への成長を促すとともに、マーケティング・マネジメント機能を備えた観光地づくりを推進します。
- デジタル技術の導入等により、観光関連産業の生産性の向上を図ります。
- 近隣商圈からの誘客を図るマイクロツーリズムの普及・定着を図ります。
- 国際観光地「宮島」にふさわしい受け入れ環境の整備・充実を図るとともに、自然観光資源を生かしたエコツーリズムを推進します。
- 吉和地域においては、中国山地の自然や滞在型施設、豊かな食材を活用した体験交流地域づくりを進めます。
- 佐伯地域においては、観光交流施設の適切な管理運営を図りつつ、豊かな自然、温泉、スポーツ資源等を生かした体験交流地域づくりを進めます。

ケ 港湾

- 宮島地域における港湾施設の機能強化を促進します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業 の振興	(1)基盤整備 農業	農道水路維持管理事業	廿日市市	
		農業振興事業 (中央水路の整備)	廿日市市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	林業	林道整備事業 大向長者原線 小川線 魚切線 頓原迫谷線 悪谷線 玖島川末線 太田川林業基幹線 焼山3号線 下山線	廿日市市	
		林道維持管理事業	廿日市市	
		造林保育事業	廿日市市	
	水産業	漁船巻揚施設維持管理事業	廿日市市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	木材利用促進事業	廿日市市	
	(5) 企業誘致	中山間地域振興事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市	
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光おもてなし向上事業 (観光サインの整備)	廿日市市	
		スパ羅漢管理事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市	
		岩倉ファームパーク管理事 業	廿日市市	
		公園維持管理事業 (宮島公衆トイレ改修)	廿日市市 (広島県)	
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業 担い手への研修や経営基盤強 化支援等を行い、担い手の育成 を図る。 また、産地や地域を担ってい く新規就農者を育成・確保す る。	廿日市市		
	地産地消推進事業 農産物生産者と実需者をつな ぎ、地元農産物に新たな付加価 値を持たせ、地産地消を推進す るとともに、消費者に市産品を PRし、地産地消の機運を醸成 する。また、捕獲鳥獣の資源化 を図る。	廿日市市		
	農地保全対策事業 ICTによる地域農業・農地 保全調査や、農地保全対策事業 補助金、農作業受託組織等体制 整備支援事業補助金を交付す る。	廿日市市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	商工業・6次産業化	林業人材育成事業 森林の仕事ガイダンスへの出展や林業従事者へのパンフレット作成、林業関係機械購入への補助を行う。	廿日市市		
		有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図る。	廿日市市		
		水産業振興事業 内水面漁業振興対策事業補助金、内水面遊漁対策事業補助金を交付する。	廿日市市		
		伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市		
		観光	観光おもてなし向上事業 宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図る。	廿日市市	
		観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行う。	廿日市市		
		観光資源ネットワーク化事業 交流促進のための受入れ環境の整備や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行う。	廿日市市		
		受入環境整備対策事業 交通系キャッシュレス決済の導入等を支援する。	廿日市市		
		企業誘致	中山間地域振興事業 サテライトオフィスの誘致等を行う。	廿日市市	
		(11)その他	港湾施設整備負担金	廿日市市 (広島県)	
		港湾施設維持管理事業	廿日市市		
		宮島商工会館管理運営事業	廿日市市		

(4) 産業振興促進事項

産業振興に当たっては、広島広域都市圏を構成する市町との連携に努めます。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
吉和地域 宮島地域 佐伯地域 (※)	製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (※) 令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信技術の活用

社会の情報化が急速に進展している中で、情報社会に主体的に対応していく力を備えていくことがますます重要となっています。どこに住んでいても、日常生活や教育、仕事等の場において、等しく情報通信技術を活用できる環境を整えることが必要です。

イ デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

様々な分野において、先進的な情報通信技術を最大限活用し、社会のあり方や仕組みの変革を行うデジタル・トランスフォーメーション（DX）を加速化させることが求められており、様々な分野における暮らしの向上や地域の諸課題を解決するために、地域特性を生かすことのできる取組を推進していくことが必要です。

(2) その対策

ア 情報通信技術の活用

- 教育現場において、ICT機器が効果的に利活用されるよう人的支援を行い、また、子どもたちが高度情報通信社会に対応できるよう、授業等でICT機器を活用できる環境を整備します。
- 高齢化が進む中、市民間の情報格差（デジタル・ディバイド）の解消に向けた取組や、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及・利活用を推進します。

イ デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

- デジタルの専門知識を有する民間の外部人材を配置し、市民サービスの向上や地域課題の解決に取り組みます。
- 医療や福祉、健康、コミュニティ、防災、交通、観光など様々な分野・サービスにおける課題に対して、地域特性に応じたデジタル技術の活用を検討し、過疎地域における持続可能な活力ある地域社会の形成モデルを確立します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域に おける 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業 デジタルの専門知識を有する民間の外部人材を配置し、デジタル技術を活用した暮らし続けられる地域社会への取組や地域課題の解決に取り組む。	廿日市市	
		防災情報システム管理事業 避難誘導アプリの導入により市民の速やかな避難行動を支援する。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路・橋りょう

安全な道路環境を保つため、計画的に、緊急かつ優先度の高い箇所から、道路の舗装や照明施設、標識等の点検、修繕などの維持管理を行っています。

宮島地域の市街地内の市道は狭隘で、電柱等が歩行や通行の妨げとなっており、安全な歩行空間が確保されていない状況にあります。

橋りょうの多くは、高度経済成長期からバブル期に多く建設されており、今後、架け替えや大規模な補修が集中し、多大な財政負担を伴うことが予想されます。最適な補修工法や補修時期の設定など、計画的な維持補修により長寿命化を図っていく必要があります。

また、安全で移動しやすい道路環境をつくるため、都市間や地域間の道路ネットワークの構築により、交通機能の強化を図る必要があります。

イ 交通対策

バス交通は、広島市の都心と吉和地域を結ぶルートや、廿日市市内の鉄道駅を起終点とし、内陸部・山間部を結ぶルートの路線バスが運行されています。しかし、便数が少なかったり、採算がとれない状況であり、これら路線の維持・確保が求められています。

生活交通確保のため、民間交通事業者が運行するバス路線を支援するとともに、民間路線バスが運行していない地域・地区では、デマンド交通や市自主運行バスを運行していますが、中山間地域の人口減少や少子高齢化などに伴いバスの利用者が減少する中、持続可能な公共交通ネットワークの維持が必要です。

宮島口と厳島港間には、3つの民間会社によりフェリーが運航され、市民生活や宮島観光を支える航路となっていますが、生活交通として確保している早朝夜間便のダイヤ調整などの課題があります。

(2) その対策

ア 道路・橋りょう

- 道路パトロールや道路施設の点検を定期的に行い、第三者被害の防止に努めるとともに、計画的な維持補修・更新を行います。
- 宮島地域については、電線類の地中化等による無電柱化や道路の美装化を推進し、安全で快適な歩行空間の確保を図ります。
- 老朽化した橋りょうは、アセットマネジメント（長寿命化修繕計画）に基づく適時適正な維持補修を行い、維持管理コストの縮減及び補修費の平準化を図ります。
- 林道整備により林業生産の低コスト化と安定的な林業経営を確立します。

- 除雪事業を円滑・安全に実施するため、老朽化した除雪機械の更新を図ります。
- 都市間や地域間の道路ネットワークの強化に必要な道路の整備を進めます。

イ 交通対策

- 市内の鉄道駅と内陸部・山間部を結ぶ地域間幹線系統や、宮島島内乗合タクシーといった生活交通として確保すべき民間路線については、運行に係る収支差額の全部又は一部を支援します。デマンド交通や市自主運行バスについて、経営的視点を踏まえた現行路線等の検証、新たな移動手段への転換、次世代モビリティの活用など、より効果的・効率的な運行形態を検討するとともに、地域や交通事業者との連携により、民間路線を含めたバス交通全体の利用促進及び利便性の向上を図り、持続可能な公共交通ネットワークを維持します。また、地域住民主体による移動手段確保についても支援します。
- 高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。
- 定期船については、観光航路はもとより、生活航路としての性格が強いことを踏まえ、その維持・充実を図ります。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通 施設の 整備、 交通手 段の確 保	(1)市町村道 道路	道路整備事業 (無電柱化・美装化事業)	廿日市市	
		道路整備事業 市道大元多々良線 市道小原砂田線 市道横矢小原線	廿日市市	
		道路維持管理事業 市道大元多々良線（隧道補修）	廿日市市	
		歩道整備事業 市道市垣内細井原線	廿日市市	
	橋りょう	橋りょう維持管理事業	廿日市市	
	(2)農道	農道水路維持管理事業(再掲)	廿日市市	
	(3)林道	林道整備事業(再掲)	廿日市市	
(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業 民間路線バス（広電バス津田線・ メイブルライナー）の運行支援。	廿日市市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	自主運行バス運営事業 生活交通である各地域の自主運行バスを運行する。	廿日市市	
		地域主体型交通運行支援事業 地域が主体となって行う生活交通の運行を支援する。	廿日市市	
		宮島航路維持負担金 生活交通手段を確保するため、宮島航路運航負担に対する支援を行う。	廿日市市	
		高齢者運転免許自主返納支援事業 高齢者の運転免許の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図る。	廿日市市	
	(10)その他	国・県道整備負担金	廿日市市 (広島県)	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

水道事業及び下水道事業の着実な実施により、水道普及率、水洗化率ともに増加していますが、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。

また、整備済みの施設において老朽化が進んでいる施設があり、効率的な維持・補修・更新が必要です。

イ 消防・防災

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。住民の防災への関心は高まっており、住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。このため、防災減災対策施設の整備や消防力の強化をはじめ、市民の防災意識の向上や地域防災体制の構築、避難支援の仕組みづくりなど、ソフト対策の充実を図っていく必要があります。

大規模な災害の発生に備え、24時間365日いつでも迅速な対応ができるよう、消防及び救急体制を整えておく必要があります。

宮島地域においては、厳島港に入港する船舶の事故や災害への対応、救急患者搬送などにおいて必要不可欠である消防救急艇を整備し、水上消防や水難救助活動の向上を図る必要があります。

ウ 住宅

過疎地域においては、民間賃貸住宅が少なく住宅の選択肢が限られます。子育て世帯の支援や定住促進のため、公営住宅などの既存ストックの活用が必要です。

建設年次が古い施設においては、住戸面積や設備などの面で時代のニーズへの対応が困難になりつつあり、質の維持・向上を図り、適切な維持管理を行う必要があります。

エ 公園

市民が休息、運動、コミュニティ活動などの場として身近に利用できる公園については、宮島地域は風致公園が、佐伯地域は運動公園が大部分を占め、吉和地域は都市計画区域外にある公園となっています。こうした地域の異なる状況を踏まえながら、良好な公園の維持・充実を図っていく必要があります。

オ 地域生活インフラの維持・確保

人口減少や高齢化の進行により、商店の撤退や食料品等の日常の買い物が困難となる買い物弱者が、今後増加することが懸念されます。また、自家用車等の燃料だけではなく、店舗経営や日常生活に欠かせない灯油購入など、地域の燃料供給拠点である給油所は、吉和・宮島地域には各1箇所、佐伯地域には3箇所という現状にあります。これら地域生活を支える重要なインフラの維持・

確保に努めていく必要があります。

(2) その対策

ア 上下水道

- 安全な水を安定的に供給することや生活環境の改善、公共用水域の水質保全を持続するため、生活基盤施設である上下水道について、効率的かつ計画的な老朽化対策等を行います。

イ 消防・防災

- 避難行動要支援者の個別避難計画書の策定や災害時の避難支援活動を推進するため、平常時から、地域における避難行動要支援者と避難支援団体とのつながりや見守りの体制づくりを支援します。
- 災害に強く安心して暮らせるよう、河川・急傾斜地などの防災減災対策施設の整備を進めます。
- 消防車両（船舶含む。）、消防資機材、水利施設及び通信システム等の更新・整備を計画的に行い、消防防災力の充実・強化を図ります。
- 消防・防災拠点施設としての機能強化を図るため、施設が狭あい化・老朽化した佐伯消防署を再整備します。
- 大規模災害が発生した場合でも、業務継続計画をもとに、災害応急対策と優先度の高い通常業務を遂行できるよう取り組みます。

ウ 住宅

- 公営住宅などの長寿命化を図るため、効率的かつ計画的な維持補修、改修を行います。
- 安全性、利便性、快適性及び効率性、また、高齢化した地域の実情などを総合的に勘案し、住環境の整備を図ります。

エ 公園

- 地域の状況を踏まえた公園の適正な維持管理に努めるとともに、地域住民のニーズを踏まえた整備・充実を図っていきます。

オ 地域生活インフラの維持・確保

- 買い物弱者への対応については、地域特性や住民ニーズを踏まえながら、必要な支援や取組を検討していきます。
- 給油所は、自動車や暖房用等の燃料だけではなく、災害時等における燃料供給拠点であることを踏まえ、地域における石油製品の安定供給を確保するため、給油所の維持に取り組みます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活 環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	水道整備事業	広島県水道広域連 合企業団	
		簡易水道	簡易水道整備事業	広島県水道広域連 合企業団
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市	
	(5) 消防施設	消防通信施設維持管理事業	廿日市市	
		消防車両整備事業	廿日市市	
		消防団車庫整備事業	廿日市市	
		消防水利施設整備事業	廿日市市	
	(6) 公営住宅	市営住宅等改修事業	廿日市市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯 その他	吉和地域消防事務委託負担金 吉和地域の常備消防を広島市に委 託し、地域の防災に備える。	廿日市市	
		消防団活動運営事業 消防団への入団を促進し、地域防 災力の維持、向上を図る。	廿日市市	
		自主防災活動推進事業 地域の防災力を強化するため。自 主防災活動の費用を補助する。	廿日市市	
		自然公園一般事業 自然環境の保全、快適な環境整備 及び観光振興を推進するため、宮島 公園の環境を保全する。	廿日市市	
	(10) その他	急傾斜地崩壊対策負担金	廿日市市 (広島県)	
公園整備事業 (遊具改修ほか)		廿日市市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て支援

女性の社会進出や核家族化の進行に伴い、保育需要の増加や子育てに関する悩みなど、様々な子育てニーズへの対応が求められています。

近年は、児童虐待の相談件数が増加しており、また、子どもの貧困問題等、子どもや子育て世帯を取り巻く新たな課題も生じています。

子育て支援体制や相談体制の充実、妊娠期から出産、子育て期にわたる全ての子育て家庭を切れ目なく支援する仕組みの整備など、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりが必要です。

イ 健康づくり

一人ひとりが日頃から心身の健康を意識して生活するまちを目指し、健康増進計画（健康はつかいち21）に基づき、各種取組を推進しています。

生活様式の変化に伴い、生活習慣病が増加しており、疾病の未然防止と早期発見、予防活動を中心とした健康づくりを推進していく必要があります。

ウ 高齢者・障がい者福祉

吉和・宮島・佐伯地域の高齢化率は、本市平均を大きく上回っており、2025年問題など高齢化への対応が喫緊の課題となっている中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情を踏まえた取組が必要です。

また、高齢者や障がい者等を地域全体で支える仕組みづくりや、相談・支援体制の充実、多様な主体と連携し、地域課題の解決に取り組む環境づくりなどを進めていく必要があります。

さらに、地域の特性により介護人材が特に不足することから人材の確保・定着について支援する必要があります。

(2) その対策

ア 子育て支援

○ 市内5地域の「ネウボラ」に保育園や子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点など子育ての関係機関との連携を強化した「はつかいち版ネウボラ」を充実させ、全ての子育て家庭を切れ目なく支援する仕組みをつくりまします。

○ 保育士等の人材の確保・処遇改善により保育の質と量を充足させます。

○ 延長保育、一時保育、休日保育等の特別保育サービスとともに、ファミリーサポートセンターやショートステイなど子育て支援サービスの活用を促進します。

○ 放課後の居場所づくりとして、留守家庭児童会を運営します。

- 子どもが通院や入院をした際の医療費を助成します。
- 宮島地域の子育てニーズに対応するため、既存の市立幼稚園を改修し、認定こども園を整備します。

イ 健康づくり

- 病気を予防し早期発見するため、ライフステージに応じた健康診査事業や保健指導、予防接種などを実施します。
- 生涯を通じて市民自らが健康管理を行えるよう、ライフステージに応じた健康教育、健康相談、講演会等の啓発を行います。
- 高齢者の健康維持・介護予防を推進するために、医療・健診・介護のデータを活用した健康課題分析を基に、地域に応じた低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防の取組や、通いの場・高齢者サロンでの健康教育、相談などを行います。
- 健康づくりを支援する人材を養成・育成し、地域自治組織と連携しながら、地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

ウ 高齢者・障がい者福祉

- 医療・介護・予防の専門的な多職種連携の強化を図るとともに、地域のつながりを大切にした生活支援サービスを整備し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 介護サービスの提供基盤を整えるため、介護人材の確保・定着に対する支援に努めます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方の在宅生活を支え、地域で安心して暮らし続けられるよう、吉和地域における泊まりのできる高齢者施設の運営を支援します。
- 移動手段を持たない高齢者等の生活交通手段の確保に努めます。
- 障がい者への相談支援体制の一層の強化や、障害福祉サービス等の給付、施設整備への助成など、全ての障がい者がライフステージ等に応じた適切な支援が受けられる体制の充実に努めます。また、障がいに対する正しい知識の習得や相互理解につなげるための研修会を開催するなど、啓発活動を進めます。
- 拠点となる福祉センターについて、長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を行います。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	保育園整備事業	廿日市市	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	福祉センター管理運営事業	廿日市市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・障害者福祉	吉和地域高齢者施設助成事業 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、地域で安心して暮らせる施設（泊まりのできる施設）の運営を助成する。	廿日市市	
		吉和地域高齢者福祉助成事業 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な介護サービスを実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付する。	廿日市市	
		過疎地域等介護人材確保・定着支援事業 介護サービス事業所等で、一定条件のもと勤務する介護職などに支援金や転居に必要な経費の一部を補助する。	廿日市市	
健康づくり	健康増進事業 ライフステージに応じた各種健診の実施や地域ぐるみの健康活動の推進を図る。	廿日市市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

令和2年に、休日及び夜間における急病患者に対し応急的な診療を行うため、J A広島総合病院が開設し、運営する廿日市休日夜間急患センターに初期救急医療機能を移転し、第二次及び第三次救急との連携を強化しました。

高齢化の進行や団塊世代が75歳に到達する2025年問題などに対応するため、時代に即した医療体制の整備が求められています。

吉和地域では、市が設置する診療所において、広島県からの派遣による医師により診療が行われています。

宮島地域では、地域内にある診療所において、地域外からの医師によって診療が行われていますが、島しょ部という地理的特性や観光地という側面から、夜間診療の充実を求められています。

佐伯地域では、飯山・中道地区が、無医地区に準ずる地区に該当しています。また、集落が点在しており、今後の更なる高齢化により、医療機関受診に支障を来すケースの増加が懸念され、住み慣れた場所で安心して医療が受けられる環境整備が必要です。

また、将来にわたって医療体制を維持するため、医師・看護師などの医療従事者の確保に努めていく必要があります。

(2) その対策

- 診療所の機能維持を図ります。
- 医師の確保については、広島県に医師の継続派遣を要望していくとともに、医師会などからも的確な情報を収集し、医師の常駐など過疎地域への継続的な医療体制の確保に努めます。
- 宮島地域において発生した救急患者については、消防救急艇を使用して、対岸の医療施設への円滑な搬送を行います。
- 宮島地域において、修学旅行シーズン等における平日夜間の急病患者に対する医療体制の確保に努めます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療 の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所設備整備事業	廿日市市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	吉和診療所管理運営事業 吉和地域における初期医療体制を 確保する。	廿日市市	
		保健衛生一般事業 宮島地域において、修学旅行シー ズン等における平日夜間の急病患者 に対する医療体制の確保に努める。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

グローバル化やデジタル社会への対応など、社会情勢を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちが「ふるさと廿日市」に愛着と誇りを持つとともに、社会で活躍するための必要な資質や能力を身に付けることが求められています。

I C T環境の整備・充実や、体験の場の充実、教職員のサポート体制の充実などにより、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図っていくことが必要です。

吉和地域及び宮島地域では、施設を同じとする一体型の小中一貫教育に取り組んでおり、佐伯地域では、小中学校が施設を別とする連携型の小中一貫教育に取り組んでいます。

いずれも、小中学校共通の目標及び目指す子ども像を設定し、9年間を見通した系統的・継続的な指導を行っています。

創造性豊かな子どもの育成を図るため、地域と学校の協働による取組も重要です。地域と学校がより一層連携・協働し、学校を核とした地域づくりを推進していく必要があります。

また、学校及び学校給食施設・設備の老朽化に対応した計画的な改修などにより、安全で快適な教育環境を確保していく必要があります。

イ 生涯学習・スポーツ

生涯学習の拠点施設として、おおむね小学校区ごとに市民センターを設置しており、子どもから高齢者まで、気軽に集い、学べる環境が整っています。

吉和地域にある社会体育施設（グラウンド）では、スポーツ利用のみならず、夏祭りやとんど等、様々な地域行事に活用されています。

佐伯地域にある佐伯総合スポーツ公園は、様々な競技施設やウォーキングコース、展望広場が整備され、心も体もリフレッシュできるスポーツパークとして利用されるとともに、敷地内に整備した大型複合遊具には、域外から多くのファミリー層が訪れるスポットとなっています。

学校施設では、地域のスポーツ活動が行われており、健康づくりの場としての役割も果たしています。

誰もが利用できる身近で多彩な学習機会を提供することにより、個々の学びや、学びを通じた人のつながりを促し、個人の成長と地域社会の発展につなげていくことが重要です。

また、市民センターは、まちづくりの拠点でもあり、多様な主体との協働による地域課題の解決や地域の活性化など、地域づくり実践の場として、その機能を強化していくことが必要です。

こうした取組の促進に当たって、安心して快適に活動できる環境を確保するため、市民センター及び生涯学習・スポーツ施設のバリアフリー化や改修等を計画的に行っていく必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

- G I G Aスクール構想の推進により、一人1台端末の整備が完了しており、I C Tを活用した教育を積極的に実践し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現します。
- I C T機器を有効活用するために、I C T指導員及びI C T支援員を配置し、教員をサポートします。
- 引き続き、A L T（外国語指導助手）を市立幼稚園、全市立小中学校に配置し、外国語教育の充実を図ります。また、子どもたちに学習した英語を活用できる発表や対話の機会を設定し、実践的な力を高めます。
- 各小中学校の総合的な学習の時間などで、地域の方と連携した活動を行うことを通じて、地域の課題に気づき、その課題を解決していこうとする態度と実践力を育てます。
- 子どもたちに体験学習の機会を設け、主体的に活動することや、友達との関わりを深めることを通じて、生きる力を育みます。
- 学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、一緒に協働しながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入するとともに、地域学校協働本部と連携・協働した学校づくり・地域づくりを進めます。
- 快適な教育環境を確保するため、小中学校に空調設備を整備するとともに、学校及び学校給食施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を行います。

イ 生涯学習・スポーツ

- 市民センターを拠点に地域住民がいつでも集い、学び合いを通じて学習した成果が広く活用できるよう、個々の学習ニーズや社会的な課題を捉えた事業を実施します。地域課題の発見や解決に向けてみんなで考え、話し合う場（学習機会）を提供し、地域主体で行うまちづくりの取組を支援します。
- 吉和地域において、支所、市民センター、保健センター、歴史民俗資料館等の施設の機能集約を図り、生涯学習の場、まちづくりの拠点として、地域住民や各種団体及び来訪者にとって活用度の高い多機能な施設の整備を進めます。
- 佐伯地域において、佐伯総合スポーツ公園の長寿命化を図るとともに、新たな魅力を付加することにより、集客力のあるスポーツ公園へと再整備しま

す。

- 災害時における避難所機能を有する公共施設において、情報通信設備の充実を図ります。
- 市民センターや生涯学習・スポーツ施設については、利用者に利便性の高い施設となるよう計画的な整備・修繕を図ります。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育 の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調設備整備事業	廿日市市	
		小学校リニューアル事業 (屋上防水改修ほか)	廿日市市	
		給食施設 学校給食施設リニューアル事業	廿日市市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	市民センターリニューアル事業 (トイレ改修ほか)	廿日市市	
	集会施設	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市	
		防災FAX等整備事業	廿日市市	
		さいき文化センター（文化ホール）管理運営事業	廿日市市	
	体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)	廿日市市	
		公園整備事業 (佐伯総合スポーツ公園野球場改修ほか)	廿日市市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	学校教育振興一般事業 ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習を充実させる。 ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行う。	廿日市市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		国際理解教育事業 A L T (外国語指導助手) を全 幼・小・中学校に配置する。	廿日市市	
		小学校 I C T活用教育推進事業 I C T機器の整備を継続する。ま た、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市	
		中学校 I C T活用教育推進事業 I C T機器の整備を継続する。ま た、ソフト面でも整備を継続する。	廿日市市	
		地域学校協働活動事業 地域学校協働本部の運営につい て、補助、助言、活動支援などを 行う。	廿日市市	
	生涯学習・スポーツ	図書館活動事業 移動図書館車を運行する。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

全国的な人口減少の中、本市の人口は、令和2年国勢調査の集計結果によると、前回の平成27年国勢調査114,906人と比較し、114,173人となっており、733人の減、0.6%の減少率となっています。

このうち、過疎地域（吉和・宮島・佐伯）においては、10%を超える減少率となっています。

今後とも人口減少が進み、少子化、高齢化が進行し、集落機能の維持をはじめ、地域全体の活力低下が懸念されます。

地域の活力低下は、地域コミュニティの存続が危ぶまれ、安心して住み続けていくための基盤が揺らいでいくことにもつながります。

地域力の維持・強化を図るため、地域自治組織の支援を行うとともに、外部人材を活用した地域の活性化も図っていく必要があります。

吉和地域については、持続可能なまちづくりに向けて、支所を中心としたエリア（地域拠点）に各種機能を集約し、公共交通ネットワークと連携した小さな拠点の形成に向けた取組を推進しています。

宮島地域については、地域の生涯学習とまちづくりの振興を図り、来訪者を含めた多様な主体との連携・交流を促進する宮島まちづくり交流センターが、令和3年4月に供用開始しました。

この施設を地域活性化の核とするとともに、宮島まちづくり基本構想に基づき、地域住民の暮らし、先人から受け継いできた自然・歴史・文化を守り、育てていくための取組が必要です。

佐伯地域については、玖島・浅原地区における旧小学校跡地や校舎を整備・活用した交流拠点施設と市民センターを中心として、地域資源の活用による市民と来訪者との交流促進を図るとともに、多様な主体によるまちづくり活動を促進し、小さな拠点の形成に向けた取組を推進しています。

(2) その対策

- 地域自治組織への財政支援や、円卓会議の運営支援、情報交換の場を設定するなど、地域との協働により、持続可能なまちづくりを推進します。
- 吉和・佐伯地域に地域支援員を配置し、中山間地域全体の活性化につながるよう取り組んでいきます。
- 吉和地域については、生活サービスの利便性の向上、暮らしに必要な機能を維持していくため、支所・市民センターのほか、移住・定住相談、情報発信、交通結節点などの機能を備えた複合施設の整備を進め、福祉センターや診療所、民間施設と一体となった「小さな拠点」の形成を図ります。併せて、住民主体

の地域経営の仕組みづくりにも取り組みます。

- 宮島地域については、地域住民と行政のパイプ役となり、まちづくり事業を推進する「島づくり」組織設立を進めます。
- 暮らし続けられる玖島・浅原地区の実現に向け、拠点となる施設の整備・活用を通じて、地域内外の交流を促進し、地域活力の創出を図ります。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落 の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり事業 地域自治組織への助成金の交付、 持続可能な地域運営に向けた組織づ くりの支援を行う。	廿日市市	
		中山間地域振興事業（再掲） 地域おこし協力隊制度等を活用し た外部人材の活用や、地域内事業者 の働き手や連携先の発掘を支援す る。	廿日市市	
		中山間地域振興事業 持続可能なまちづくりに向けた、 地域経営の仕組みづくりの支援な どを行う。	廿日市市	
		宮島まちづくり推進事業 （再掲） 「島づくり」組織の設立・活動に 対する支援を行う。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

吉和・佐伯地域においては、それぞれの地域で市内外から多数の来訪者を迎える神楽競演大会が毎年実施され、宮島地域においては、世界遺産「厳島神社」をはじめとする数多くの文化財を有しています。

文化財を次代に継承していくため、市域全体の観点から文化財の保存・活用方策について検討していく必要があります。

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された宮島町伝統的建造物群保存地区において、歴史的町並みを後世に継承していくための取組を更に進めることが求められます。

吉和・佐伯地域では、豊かな自然環境を生かした景観形成や歴史文化資源を生かした取組が行われており、地域特性に応じ、多様な文化・景観が楽しめるまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) その対策

- 厳島神社等文化財の保存修理や、神楽等地域の民俗芸能を継承する活動を支援します。
- 「文化財保存活用地域計画」を策定し、未指定文化財を含めた地域の文化財の保存活用に計画的に取り組みます。
- 吉和支所複合施設内に吉和歴史民俗資料室を設置し、市指定文化財、考古資料及び民具など、吉和地域の歴史民俗に特化した展示を行います。
- 市内にある歴史民俗資料館等に収蔵している資料調査結果を踏まえ、地域の歴史・文化に係る資料保存や情報発信の拠点である歴史民俗資料館等の再編計画を策定し、宮島歴史民俗資料館の建て替えなどに取り組みます。
- 宮島地域の歴史的町並みや景観を保存・復元・継承するため、伝統的建造物群保存地区内の建造物への修理・修景に対する支援を行います。また、案内所、公開展示施設、(仮称)まちなみ保存センター等の公開活用施設等の整備を進めます。
- 旧宮島支所庁舎跡地へ宮島まちづくり交流センターを整備するに当たり、解体が必要となった昭和初期頃の建物である市所有の旧山本邸は、広島県文化財審議会において、特定物件として復元することが求められています。宮島の歴史的な町並みを維持しつつ、地域住民や来島者にとって活用度の高い多機能な施設として有効活用を図ります。
- 吉和地域の景観形成のために、地域内の国道・県道の沿道にスイセンの花の植付けなどを行っている地域団体の取組に対して支援します。

- 宮島地域では、歴史的景観と自然的景観が調和した、世界に誇る宮島の価値をより高める景観形成を進めていきます。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域 文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	宮島歴史民俗資料館整備事業	廿日市市	
		伝統的建造物活用事業 (旧山本邸)	廿日市市	
		伝統的建造物群保存推進事業 (公開活用施設等の整備)	廿日市市	
		吉和支所複合施設整備事業 (再掲)	廿日市市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	文化財保存・保護事業 文化財保存活用地域計画の策定 や、民俗芸能伝承団体への補助など を行う。	廿日市市	
		伝統的建造物群保存推進事業 伝統的建造物を保存・活用し、歴 史的町並み保全活動に対する支援を 行う。また、伝統的建造物群保存地 区防災計画を策定する。	廿日市市	
		景観形成推進事業 吉和地域において、花木の植栽・ 管理等を行う地域団体に対し、補助 を行う。 宮島地域における景観重点区域の 指定等に向けた取組を行う。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

人々の営む社会生活により、日々多量のエネルギーが消費され、それに伴い発生する二酸化炭素などの要因により、地球温暖化などの環境問題が引き起こされています。

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言しており、社会全体での二酸化炭素削減への要請が強まる中、市民・事業者・市のいずれも排出削減に向け、一層の努力が必要な状況となっています。

本市は、比較的日照時間が多いことや、農林業が盛んであること、水量の豊富な中小河川が多いことなど、再生可能エネルギーとして利用可能な地域資源が豊富にあります。これらの恵まれた地域資源を生かし、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。

また、これらの再生可能エネルギーの導入を、地域関連産業の活性化、雇用の拡大など、過疎地域の持続的発展につなげることも重要です。

産業分野における木材・木製品製造業は、本市の基幹産業となっており、事業者の中には、未利用材や製品に向かない木材等をチップに加工し、木質バイオマス発電所の発電用燃料として供給しています。関係者が連携し、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組みづくりが必要です。

(2) その対策

- 公共施設の新築や改築に併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- 太陽光、地熱、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備の普及・啓発に取り組みます。
- 事業者用の再生可能エネルギー設備やエネルギー利用の効率化を図る機器の導入支援について検討します。
- 新たなエネルギーの活用について、関係機関やエネルギー事業者と調査・研究を行います。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生 可能エ ネルギーの利 用の推 進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地球温暖化対策推進事業 温室効果ガス排出削減に向けた補助金の交付、再生可能エネルギーの導入可能性調査や啓発活動等を行う。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

自然環境保全の必要性や大切さを学ぶ環境学習や地球温暖化防止、環境保全活動など、環境問題についての様々な取組が行われていますが、環境問題への意識や関心をより高めるとともに、環境活動の実践者を増やし、市民や事業者などと協働して、環境保全に取り組む必要があります。

宮島地域では、平成24年7月に、絶滅危惧種に指定されているミヤジマトンボの生息地が、ラムサール条約湿地として登録されました。この自然を守り、次世代に継承していくため、今後も適切な保護に努めるとともに、自然環境の大切さについて話し合い、学び合い、伝えることが必要です。

また、野生動物であるシカの市街地への定着と高密度化が、住民の生活環境被害や観光客への危害など、人とシカの軋轢を生じさせる原因となっています。市街地への定着と人馴れによる様々な弊害を改善するため、野生動物として適切に対応することが必要です。

(2) その対策

- 瀨山原始林やラムサール条約湿地等の貴重な自然環境を保護し、次世代に継承していくため、必要な調査や清掃活動の実施、各種講座など自然環境の大切さを学ぶ機会を提供します。
- 人とシカとが共存し、野生動物としての健全な個体群を維持できるよう、シカの保護管理対策を継続して実施します。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	自然環境保全事業 宮島地域におけるラムサール条約湿地の保全、環境講座の開催などを行う。	廿日市市	
		宮島地域シカ対策事業 宮島のシカが人と共存し、本来の野生状態で生息することを目指すための生息状況調査等を行う。	廿日市市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において、廿日市市公共施設マネジメント基本方針との整合を図りながら整備を推進します。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	シティプロモーション事業	廿日市市	WebやTVCM等、メディアを活用した魅力の発信やPRイベントへの出展等を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		空き家対策推進事業	廿日市市	空き家の多様な活用、空き家情報の提供・相談体制の充実を図り、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域振興事業	廿日市市	定住者向けに住宅購入補助を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域振興事業	廿日市市	県立佐伯高等学校の魅力化や下宿・通学に対する支援を行い、本市への移住・定住につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
	地域間交流	中山間地域振興事業	廿日市市	地域内外の回遊促進を図り、地域間交流につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		スポーツ推進事業	廿日市市	トップアスリートによるスポーツ教室やプロスポーツチームとの連携事業などを行い、地域間交流につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	人材育成	中山間地域振興事業	廿日市市	地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		宮島まちづくり推進事業	廿日市市	「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行い、人材育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手経営基盤強化事業	廿日市市	担い手への研修や経営基盤強化支援等を行い、担い手の育成や新規就農者の確保等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		地産地消推進事業	廿日市市	農産物生産者と実需者をつなぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成することや、捕獲鳥獣の資源化を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		農地保全対策事業	廿日市市	ICTによる地域農業・農地保全調査や、農地保全対策事業補助金、農作業受託組織等体制整備支援事業補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		林業人材育成事業	廿日市市	森林の仕事ガイダンスへの出展や林業従事者へのパンフレット作成、林業関係機械購入への補助を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業・ 6次産業化	有害鳥獣被害対策事業	廿日市市	野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		水産業振興事業	廿日市市	内水面漁業振興対策事業や内水面遊漁対策事業に対し、補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		伝統産業振興事業	廿日市市	後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
	観光	観光おもてなし向上事業	廿日市市	宮島島内における観光客の受け入れ環境の充実を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		観光誘客強化事業	廿日市市	関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに、新たなコンテンツを掘り起こし、情報発信を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		観光資源ネットワーク化事業	廿日市市	交流促進のための受入れ環境の整備や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		受入環境整備対策事業	廿日市市	交通系キャッシュレス決済の導入等を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	企業誘致	中山間地域振興事業	廿日市市	サテライトオフィスの誘致等を行い、地域の活性化につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	廿日市市	デジタルの専門知識を有する民間の外部人材を配置し、デジタル技術を活用した暮らし続けられる地域社会への取組や地域課題の解決に取り組むものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		防災情報システム管理事業	廿日市市	避難誘導アプリの導入により市民の速やかな避難行動を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	民間バス路線運行維持事業	廿日市市	民間路線バス（広電バス津田線・メイプライナー）の運行を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		自主運行バス運営事業	廿日市市	生活交通である各地域の自主運行バスを運行するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		地域主体型交通運行支援事業	廿日市市	地域が主体となっていく生活交通の運行を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		宮島航路維持負担金	廿日市市	生活交通手段を確保するため、宮島航路運航負担に対する支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	高齢者運転免許自主 返納支援事業	廿日市市	高齢者の運転免許の 自主返納を支援し、高 齢ドライバーによる交 通事故防止と公共交 通の利用促進を図るも のであり、事業効果は将 来に及ぶものである。
5 生活環境 の整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事 業 防災・防犯	吉和地域消防事務委 託負担金	廿日市市	吉和地域の常備消防 を広島市に委託し、地 域の防災に備えるも のであり、事業効果は将 来に及ぶものである。
		消防団活動運営事業	廿日市市	消防団への入団を促 進し、地域力防災の維 持、向上を図るもので あり、事業効果は将来 に及ぶものである。
		自主防災活動推進事 業	廿日市市	地域の防災力を強化 するため、自主防災活 動の費用を補助するも のであり、事業効果は 将来に及ぶものでは る。
	その他	自然公園一般事業	廿日市市	自然環境の保全、快 適な環境整備及び観光 振興を推進するため、 宮島公園の環境を保全 するものであり、事業 効果は将来に及ぶも のである。
6 子育て環 境の確保、 高齢者等 の保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事 業 高齢者・障害者福祉	吉和地域高齢者施設 助成事業	廿日市市	ひとり暮らし高齢者 や高齢者世帯の方が、 地域で安心して暮らせ る施設（泊まりのでき る施設）の運営を助成 するものであり、事業 効果は将来に及ぶも のである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	吉和地域高齢者福祉 助成事業	廿日市市	住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な介護サービスを実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		過疎地域等介護人材 確保・定着支援事業	廿日市市	介護人材の確保・定着を図るため、介護サービス事業所等で、一定条件のもと勤務する介護職などに支援金や転居に必要な経費の一部を補助するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		健康増進事業	廿日市市	ライフステージに応じた各種健診の実施や地域ぐるみの健康活動の推進を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	吉和診療所管理運営 事業	廿日市市	吉和地域における初期医療体制を確保するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		保健衛生一般事業	廿日市市	宮島地域において、修学旅行シーズン等における平日夜間の急病患者に対する医療体制の確保に努めるものあり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校教育振興一般事業	廿日市市	ふるさとへの愛着と誇りがより広がり、根付くため、ふるさとの魅力について発見・再認識できる体験的な活動や探究的な学習の充実や、ICT指導員及びICT支援員を配置し、ICT機器の効果的な利活用のための人的支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		国際理解教育事業	廿日市市	ALT（外国語指導助手）を全幼小・中・学校に配置するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		小学校ICT活用教育推進事業	廿日市市	小学校においてICT機器の整備を継続し、ソフト面でも整備を継続するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中学校ICT活用教育推進事業	廿日市市	中学校においてICT機器の整備を継続し、ソフト面でも整備を継続するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		地域学校協働活動事業	廿日市市	地域学校協働本部の運営について、補助、助言、活動支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
	生涯学習・スポーツ	図書館活動事業	廿日市市	移動図書館車を運行し、生涯学習の振興につなげるものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	協働のまちづくり事業	廿日市市	地域自治組織への助成金の交付、持続可能な地域運営に向けた組織づくりの支援を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域振興事業(再掲)	廿日市市	地域おこし協力隊制度等を活用した外部人材の活用や、地域内事業者の働き手や連携先の発掘を支援するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		中山間地域振興事業	廿日市市	持続可能なまちづくりに向けた、地域経営の仕組みづくりの支援などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		宮島まちづくり推進事業(再掲)	廿日市市	「島づくり」組織の設立・活動に対する支援を行い、人材育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保存・保護事業	廿日市市	文化財保存活用地域計画の策定や、民俗芸能伝承団体への補助などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		伝統的建造物群保存推進事業	廿日市市	伝統的建造物を保存・活用し、歴史的町並み保全活動に対する支援、また、伝統的建造物群保存地区防災計画を策定するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		景観形成推進事業	廿日市市	吉和地域において、花木の植栽・管理等を行う地域団体に対し、補助を行うとともに、宮島地域における景観重点区域の指定等に向けた取組を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	地球温暖化対策推進事業	廿日市市	温室効果ガス排出削減に向けた補助金の交付、再生可能エネルギーの導入可能性調査や啓発活動等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	自然環境保全事業	廿日市市	宮島地域におけるラムサール条約湿地の保全、環境講座の開催などを行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。
		宮島地域シカ対策事業	廿日市市	宮島のシカが人と共存し、本来の野生状態で生息することを目指すための生息状況調査等を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。